

団体向け図書館資料インターネット等予約サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館規則（昭和25年豊中市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第5条第2号に規定する事業のうち団体貸出し及び希望図書サービスについて、インターネット上の図書館ホームページ及び図書館内利用者用端末機において提供している図書館蔵書検索システムを利用して、図書館資料の予約サービス（以下「団体向けインターネット等予約サービス」という。）を実施するため必要な事項を定める。

(利用できる団体)

第2条 団体向けインターネット等予約サービスを利用できる団体（以下「団体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 豊中市立小中学校・義務教育学校
- (2) 大阪府内の公立図書館
- (3) 豊中市の行政機関（以下「市の行政機関」という。）
- (4) その他読書振興課長が認める団体

(サービスの内容)

第3条 団体向けインターネット等予約サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 豊中市立図書館が所蔵する図書館資料の予約
- (2) 当該団体の図書館資料の貸出状況及び予約状況の照会
- (3) 第1号の規定により予約した図書館資料が貸出し可能となった場合の電子メールによる連絡。ただし、電子メールアドレスを登録した団体に限る
- (4) 当該団体の図書館資料の貸出期間の延長。ただし、前条第1号に規定する団体に限る
- (5) 当該団体の貸出期間及び図書館資料新着情報の電子メールによる連絡。ただし、電子メールアドレスを登録した団体に限る

(サービスの利用の申込み等)

第4条 前条のサービスを利用しようとする団体は、団体向けインターネット等予約サービス利用申込書（別紙様式1）を読書振興課長に提出しなければならない。

2 読書振興課長は前項の申込みを承認したときは、申込みを行った団体に対して団体向けインターネット等予約サービス利用承認書（豊中市立小中学校・義務教育学校においては別紙様式2、公立図書館、市の行政機関、その他団体においては別紙様式3）により利用者カード番号及びパスワード（以下「利用者カード番号等」という）を交付する。この場合において利用者カード番号等使用担当者を指定するものとする。

(利用者カード番号等の交付を受けた団体の責務)

第5条 利用者カード番号等の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 交付を受けた利用者カード番号等を使用担当者以外の者に使用させ、又は洩らすこと。

(2) 営利を目的として利用すること。

(3) その他利用の承認の際に指定した事項

(利用者カード番号等の取り消し)

第 6 条 読書振興課長は、虚偽の申込みにより利用の承認を受けたとき、又は交付団体が前条の規定に違反したときは、当該団体の利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

(サービス利用の停止)

第 7 条 読書振興課長は、交付団体が団体向けインターネット等予約サービスの利用を辞退したとき、又は第 6 条の規定により利用の承認を取り消し若しくは停止したときは、当該団体のインターネット等予約サービスの利用を停止するものとする。

2 前項の場合において、辞退による抹消については当該団体の申出により停止を解除するものとする。

(利用費用)

第 8 条 団体向けインターネット等予約サービスの利用は、無料とする。ただし、第 3 条に定める事項のうち、図書館内利用者用端末機以外の端末機の利用に係る通信費等は利用者の負担とする。

(損害賠償)

第 9 条 豊中市立図書館は、交付団体がサービスを利用することにより生じた一切の損害に対していかなる責めも負わないものとする。

2 交付団体が団体向けインターネット等予約サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、当該団体においてその賠償の責めを負わなければならない。

3 豊中市立図書館は、団体向けインターネット等予約サービスにおける情報提供の遅延、又は中断その他により団体に損害が生じても一切の責任を負わない。

(システムの停止)

第 10 条 読書振興課長は、次の号のいずれかに該当するときは、団体向けインターネット等予約サービスの運用を停止するものとする。

(1) 電気通信事業者による設備の保守その他システム上の障害復旧等のため運用を停止するとき。

(2) 天変地異等不可抗力の要因により運用することができないとき。

(3) その他読書振興課長が運用を停止する必要があると認めるとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、団体向けインターネット等予約サービスの運用について必要な事項は、読書振興課長が別に定める。

付則

この要綱は、平成13年10月12日から実施する。

付則

この要綱は、平成15年4月22日から実施する。

この要綱は、平成15年10月1日から実施する。

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

この要綱は、平成22年5月1日から実施する。

この要綱は、平成28年5月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年9月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和7年3月1日から実施する。

様式 1

豊中市立 図書館長

令和 年 (年) 月 日

団体 (機関) 名
代表者名

団体向けインターネット等予約サービス利用申込書

団体向けインターネット等予約サービス利用のため、利用者カード番号・パスワードの交付を申し込みます。

サービスの利用に当たっては、利用の手引き等を遵守します。

- 1 団体 (機関) 名 : _____
- 2 住所 : _____
- 3 電話 : _____
- 4 F A X : _____
- 5 担当部署 : _____
- 6 利用者カード番号等使用担当者氏名 : _____

様式 2

令和 年 (年) 月 日

団体 (機関) 名

代表者名

様

豊中市立 図書館長

団体向けインターネット等予約サービス利用承認書

年 月 日付けで申し込みがありました団体向けインターネット等予約サービスの利用を承認し、下記の利用者カード番号・仮パスワードを交付いたします。

利用に当たっては、利用の手引き等を遵守してください。

記

利用者カード番号使用担当者 : _____

仮パスワード : _____

*仮パスワードは、パスワード変更画面で独自の 4 桁以上の英数字に必ず登録しなおしてください。

様式 3

令和 年 (年) 月 日

団体 (機関) 名

代表者

様

豊中市立 図書館長

団体向けインターネット等予約サービス利用承認書

年 月 日付で申込みがありました団体向けインターネット等予約サービスの利用を承認し、下記の利用者カード番号・仮パスワードを交付します。

利用にあたっては、利用の手引き等を遵守してください。

記

利用者カード番号	
仮パスワード票 (仮パスワードは、パスワード変更画面で独自の 4 桁以上の英数字に必ず登録しなおしてください。)	
窓口館 (予約申込の際、受取希望館はこの窓口館を指定してください)	